

2009 年度アジア研究教育拠点事業計画概要

1. 共同研究

A 民事法（責任者・滝沢昌彦）

学内の研究会である「民事法研究会」（大学院における講義名は「財産法総合問題」）を研究の母体と位置づけ、研究会を開催し（年数回）、また、来年度に予定されているシンポジウムの準備を行う。テーマとしては、以下の二つを考えている。

(1) 上述のように、来年度には釜山大学において民事法部門を中心とするシンポジウムを予定している。シンポジウムのテーマは未だ確定していないが、日本では民法改正に向けた議論がされているところ、韓国においても民法改正が話題となり、また、中国でも物権法が制定されて民法典として体裁が整いつつある状況であるので、「民法改正」または「民法のシステム（体系）」などのテーマが相応しいと考えられる。また、日本・中国・韓国間の国際取引は将来さらに盛んになると思われ、この点からも、それぞれの国の取引法の基本的な部分である民法の比較は有効であり必要となろう。そこで、民事法研究会においても、このテーマに関する日本での議論の動向を研究し、韓国や中国との比較をする為の準備としたい。

(2) 既に、第1年度においては大学院の講義で、中国の留学生や韓国からの客員教授なども参加して「債権譲渡法制」の日中韓比較研究をし、これを基に、今年度は民事法研究会においても研究会を開催して法制度の概略を比較した。しかし、未だ制度の比較に留まっておりそれぞれの国での解釈や運用の実態についてさらに研究する必要があるので、民事法研究会で研究するとともに、各国の研究者間の連携を深めて情報や意見の交換を図りたい。

(3) 9月末ないし10月上旬に、中国北京で開催されるシンポジウム「東アジアの不法行為法」に、数名が参加する。

B 企業法（責任者・酒井太郎）

2008年度に引き続き、一橋大学会社法研究会を活動の中核として3国間の研究交流を推進する。

2009年度は、まず、第二次世界大戦後日本が主権を回復するまでの5年間（1945年から1950年）に生じた日本の企業法制における大きな変化を主たる研究対象とする。また、日本の資本主義経済の発展という実情に対応するため、周到な準備を経て実現した1937年改正商法との関連（諸制度の継承・断絶、そして既存の制度基盤とは異なる沿革を持つ新制度の受容など）にも焦点を当てることとしたい。

上記の研究を通じて確認された点を踏まえて、中国および韓国の法制との比較研究を行う。第二次大戦後、日本が中華人民共和国と大韓民国との間で国交正常化を果たすまでの間、両国は戦前に日本の制度に影響を受けて形成された企業法制を出発点としつつも、政

治的経済的環境の変化からやがて独自の企業法制を編み出していくこととなるのであるが、2009年度はこの間の流れを跡づけることを予定している。

C 刑事法（責任者・王雲海）

日本において、「裁判員制度」の実施が迫っている。刑事裁判への市民参加は、中国においてはすでに50年以上にわたって「人民陪審」制度の形で実施されており、韓国では2008年から国民参与裁判制度が実施されている。以上の状況に鑑みて、刑事法部門は、前年度に引き続き、刑事司法への市民参加を統一主題として、以下の4つの点を中心に研究する。

(1) 中国における「人民陪審制」の歴史、現状と展望。長期間、「人民陪審制」を実施してきた中国の経験は、東アジア法においてどのような意味合いがあるか。

(2) 韓国における国民参与裁判制度の導入過程、現状と展望。」韓国では、刑事司法への市民参加陪審制がどのように議論されて、制度設計がされたか、それは東アジア法においてどのような意味があるか。

(3) 日本における市民参加の歴史、現状と展望。日本では、かつて陪審制が実施されていたが、後に廃止された。それと「裁判員制度」とはどこが違うのか。日本での「裁判員制度」の導入は東アジア法の中でどのような特色と意味があるか。

(4) 東アジアにおける刑事裁判と市民参加の特色。上述した比較研究を通じて、東アジアにおける刑事裁判への市民参加の特色の背景を探る。

これらの研究成果をまとめ、発表する機会として、2009年11月に後述8-2記載のセミナーを開催する。

D 公法（責任者・高橋滋）

(1) 5年間の予定で継続している公法部門の研究会について、引き続き、2回の予定で開催する。具体的には、憲法については、第2次世界大戦後の期間について、一橋大学の研究者・。外部の研究者による報告をそれぞれ行う。行政法については、大正・昭和期あるいは第2次世界大戦後の期間について、一橋大学の研究者・外部の研究者による報告を行う。具体的には、行政行為論・裁量論についての報告を予定している。

(2) 一橋大学、中国人民大学、釜山大学の憲法研究者を中心に、8月中旬に中国のハルビンで「東アジア憲法フォーラム」を開催し、東アジアにおける立憲主義、憲法訴訟、司法独立などについて検討する。本事業から数名の日本の憲法研究者を派遣する。

(3) 来年3月末に中国北京において、「地震等の自然災害の後の復旧作業に関する法律問題」をテーマとする国際会議が開かれる予定であるので、本事業の一環として、日本から専門家を数名派遣する。

E 国際法（責任者・川崎恭治）

I C C（国際刑事裁判所）は1998年のローマ会議において採択された規程が2002年に発効したのを受けて、実際に活動を開始している。韓国と日本は共に I C C 規程の当事国で、一昨年それに関する国内法の整備もおこなっている。他方中国は現在のところ当事国ではない。

本研究においては、この問題に関する I C C の活動の実態を把握した上で、日韓を含めた各国の国内法整備の現状と課題について検討する。

F 基礎法（責任者・水林彪）

昨年度と同様に、(1)日本での基礎法部門研究会を引き続き、年4回ほど企画するとともに、(2)日韓共同研究会を、釜山で開催する方向で検討する。いずれにおいても、戦時法制論、植民地法体制論が主題となる。

2. セミナー

2009年11月7日、8日に一橋大学において「東アジア法の中での市民の刑事司法参加」という統一主題で国際シンポジウムを開催する。日本の裁判員制度、韓国の国民参与裁判制度、および中国の人民陪审员制度について、それぞれの特色を明らかにすると同時に、その歴史的、思想的、社会的な背景を比較検討することを目的とする。構成は次の3つのセッションからなる。第1セッション「刑事司法参加の歴史と現在一法継受の側面と創造の側面」、第2セッション「刑事司法参加の政治哲学（あるいは憲法論）—司法参加の思想と社会的背景—」、第3セッション「法文化としての刑事司法参加—市民と法律家は司法参加をどう受け止めているか—」。このシンポジウムには、韓国から4人、中国から3人の発表者を招く予定である。